

観音寺市観光基本計画改定支援業務

仕様書

観音寺市

## 第1章 一般仕様書

### 1 業務の目的

当市は、平成30年9月に「観音寺市観光基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、「交流で近づく世界との距離 ～感動都市『観音寺』で新しい豊かさの創造～」を将来像として掲げている。

本計画の期間は令和9年度末までであり、計画の中間見直しすることを目的に実施するものとする。

### 2 業務の方針

本業務は、関係する法令、条例、「第2次観音寺市総合振興計画」の上位計画等に準拠して実施する。

### 3 業務の概要

#### (1) 業務の名称

観音寺市観光基本計画改定支援業務

#### (2) 業務の期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

### 4 業務の範囲

本仕様書は、観音寺市観光基本計画改定支援に係る業務全般に適用するものとする。

### 5 受託者の責務

受託者は、業務の目的を十分に理解して最高の技術を発揮するよう努めるとともに、必要と考えられる場合においては、本仕様書で定められていない内容であっても、当市（委託者）と協議のうえ、誠意を持って対応しなければならない。

### 6 秘密保持

受託者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### 7 協議・打ち合わせ

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は当市と必要に応じて協議・打ち合わせを行う。協議事項については、その内容を速やかに整理・記録し、当市に提出するものとする。

## 8 関係官庁及び団体等との協議

本業務を実施するうえで必要と考えられる場合、受託者は当市の了解を得たうえで、関係官庁及び団体等と協議を行うものとする。協議した内容については、速やかに整理・記録し、当市に提出するものとする。

## 9 資料の貸与

当市が所有している資料で、業務に必要なものは受託者に貸与する。この場合、受託者は貸与された資料のリストを作成し、業務完了時点で成果品とともに返納するものとする。

## 10 疑義

本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに当市と協議し、その指示を受けるものとする。業務内容に疑義が生じた場合も同様とする。

## 11 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって、当市の指定様式により、次の契約書類を提出するものとする。

- (1) 業務の着手時
  - ア 着手届
  - イ 業務実施工程表
- (2) 業務の完了時
  - ア 完了届

## 12 成果品の提出

受託者は、業務完了時には次項に示す成果品を提出するものとする。

なお、提出時はもとより、提出後においても受託者の責めに伴う瑕疵があった場合、受託者は速やかに成果品の修正を行わなければならない。

## 13 成果品及び検査

受託者は、次の成果品を提出し、完成検査を受けるものとする。

ア 観光基本計画書	100部
イ 同上（概要版）	500部
ウ ア、イを収録したCD-ROM	1部
エ 委員会の議事録	1部

## 第2章 特記仕様書

### 1 基礎調査等

#### (1) 基本的事項の整理

計画の改定に当たって、次に掲げる基本的な事項を整理する。

ア 観光基本計画策定の背景及び目的並びに位置づけ

イ 観光基本計画の推進主体

ウ 観光基本計画の期間

エ 観光基本計画で対象とする観光客や市民等の意識調査

計画の改定に当たって市民等の意識を反映させ、市民参加に資するため、意識調査（アンケート調査）を実施する。調査票の配布先は当市と協議のうえ選定するものとし、調査票の配布及び回収については、当市と協議のうえ適切な方法を選定するものとするが、調査票、封筒及び郵送料等アンケート調査に係る費用は受託者が負担する。アンケート調査項目については、現行計画策定時に調査した内容を踏まえ、調査項目を提案し、協議により決定する。

#### (2) 作業内容：アンケート調査票の作成、印刷、発送、回収、集計及び解析

#### (3) アンケート調査の対象

ア 一般市民（無作為抽出の場合の目安：2,000通）

イ 発送・回収に伴う通信運搬費は予算の範囲内で当市が負担するものとし、予算を超える部分については、受託者が負担するものとする。

### 2 観光の現状分析及び課題の整理

アンケート調査データを集積・分析（クロス集計を含む。）し、当市における現在の観光状況を把握し、当市の取組が進んでいる項目、逆に今後の取組が必要と考えられる課題、市民が期待する当市の観光イメージや観光施策等を整理する。

その際、当市の上位計画である総合振興計画や道の駅整備をはじめとするプロジェクト等との整合性を図るものとする。

### 3 観光基本計画の理念及び計画目標の設定

整理された課題及び計画目標等を勘案し、観音寺市観光基本計画の理念及び計画目標を設定する。

### 4 観光施策の検討

設定された計画目標を達成するうえで実施すべき個々の施策を検討し、重点的に取り組む施策を選定するとともに、次期観光基本計画策定の際の指標等に資するために、SDGsやJSTS-Dなどの視点を盛り込んだ内容とする。

## 5 シンポジウムの開催

本計画改定の一助とするために基調講演等を盛り込んだシンポジウムを開催し、そこで得られた意見等を踏まえた計画とする。

なお、シンポジウムは当市の指定する場所で開催するものとし、会場使用料については当市が負担するものとする。

## 6 観光基本計画の進行管理方法の検討

計画改定後、計画の推進に資するため、有効と考えられる計画の進行管理方法及び体制を検討し提示する。

## 7 観光基本計画素案及び計画書・概要版の作成

1～6の各作業内容を取りまとめるとともに、観音寺市観光基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の審議結果を勘案した計画素案を作成する。また、公表された計画素案に対して提出された市民等の意見（パブリックコメント）を取りまとめるとともに、それらを勘案して最終的な観光基本計画書及び概要版を作成する。

## 8 委員会等の資料作成及び運営等

計画改定に当たって開催する策定委員会における会議資料の作成及び説明をする。

また、当市と協議のうえ、策定委員会の運営及び議事進行に協力するほか、発言順に会議の内容を記録した議事録を作成するものとする。

策定委員会の回数については4回開催するものとするが、回数は基準であるため、増減する場合は必要に応じて当市と協議のうえ実施する。